

博士論文要約

コルネーエヴァ スヴェトラーナ
KORNEEVA SVETLANA

論文題目 江戸時代前期の喧嘩口論事件の処理に関する歴史社会学的考察

——盛岡藩と加賀藩の事例を中心に——

本論は、江戸時代前期に盛岡藩と加賀藩に起きた喧嘩口論事件の諸事例を題材に、それらの事件がいかなる方法によって処理されたか、処罰の対象者および処罰の中身がいかなるものであったかを解明することを目的としている。具体的には、藩権力が喧嘩口論事件をどう処理したかについて分析と考察を行った。

本論は次のような問題意識をもっている。従来の研究では、江戸時代の喧嘩口論事件処理は、中世期と同様に喧嘩両成敗法に基づいて行われていたという暗黙の認識が支配していた。それは、先行研究が中世期の両成敗法を考察の主な対象とし、江戸時代に起こった喧嘩口論事件の処理、とりわけ両成敗法適用の実態を確認する試みが少なかったためと考えられる。本論では、近世日本において、喧嘩口論事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのかを問い直し、処理法の実態を検証することにした。

考察においては、事件の認定プロセスに着目し、両成敗が適用される事件、およびそれ以外の処理法が適用される事件の双方を対象とした。特に「喧嘩」認定と「乱心」認定の二つに注目し、それらを糸口に先行研究が見落としてきた問題について考察した。

議論にあたり、序章では三つの点を具体的な課題とした。すなわち、

- ①刃傷事件が「喧嘩」と見做されるにはいかなる条件が必要だったのか。
- ②江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、喧嘩刃傷事件の処理法は喧嘩両成敗だけだったのか。刃傷事件が「喧嘩」として見做されなかった場合の処理法にどのようなものがあったのか。
- ③喧嘩両成敗は武士身分の者のみに適用されたのか。

以上の課題に答えるため、本論の第三章と第四章で事例分析を行った。実際に扱ったのは、1644年から1764年までという、江戸時代前期における盛岡藩と加賀藩の事例である。この両藩については当該時期の史料がまとまって残されているため、断片的ではなく総合的な分析が可能になると期待できるからである。また、両藩の事例を比較検討することによって、処理方法の地域的な特性も見えてくると推測した。そのため、盛岡藩については、『刑罪』と『盛岡藩雑書』という史料から武力行使に及んだ喧嘩口論事件を計78件採集した。加賀藩については、『加賀藩史料』から計20件の該当事例を採集した。

まず、第三章において、事件の喧嘩認定の有無という視点から、刃傷事件処理の実態を追求した。抽出した事例のうち計24件を対象に、両成敗的な処理がとられたケース、成敗的な処理がなされたケース、当事者のうち片方のみが処罰されたケース、当事者双方の処罰が不均衡なケース、および減刑・御免・内済がとられたケースに分類し、それぞれの内容を詳しく分析した。

第四章では、本論において、喧嘩認定と並び、江戸時代前期の喧嘩口論事件の裁定に際して重要な役割を果たした乱心認定を取りあげ、その有無が事件の決着をどう左右するか分析した。まず、減刑事由として乱心が適用されたケースに焦点を絞り、次いで、乱心が減刑事由にならなかったケースを扱った。本章では計 10 件を分析の対象とした。

第五章では、第三章と第四章の事例分析から明らかになった事実を受けて、盛岡藩と加賀藩の刃傷事件の処理の特徴についてまとめた。まず、喧嘩両成敗的処置が適用される条件、とりわけ喧嘩認定について述べた。次に、当事者双方の処罰が非同一となったケースを、当事者による喧嘩への関与の度合と情状酌量の観点から説明してみた。最後に、乱心認定の条件を考察とした。

終章では、序章で設問した三つの課題に答えるべく、刃傷事件の処理をめぐって、江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩で確認できた傾向について歴史社会学的な考察を行った。最後に、今後の研究展望についても触れた。

以上の事例分析の結果を通じて、本論は近世前期の喧嘩口論事件処理法に関し、次のような結論に至った。

①江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩において、他人同士の間には何らかの衝突があり、その結果暴力行使に及んだ場合を裁く側は刃傷沙汰として扱い、さらに当事者が刃傷に荷担した度合いにより事件を「喧嘩」として処理することが一つの裁き方であった。ただし、事件をいったん喧嘩と公的に認めると、双方が生きていれば両成敗、片方のみ生き延びればその方を成敗という厳罰に処さざるをえなかった。時代が進むに連れ、喧嘩認定と両成敗的な処置を避け、事情に応じた裁き方を採用する傾向が、両藩においてしだいに顕著になっていった。

②江戸時代前期の盛岡藩と加賀藩では、喧嘩・刃傷事件の処置は「喧嘩両成敗」と「成敗」で完全に一貫していたわけではないが、この処置が全体の大半を占めている。盛岡藩と加賀藩で適用された処理法の割合をみると、両藩ともに、成敗的な処理が 50% 近くを占めるものの、純粋な喧嘩両成敗に限ってみれば 10% 程度に収まっている。その他は、二者の理非を糾明して軽重の異なる処罰をそれぞれに科す、あるいは処罰そのものを付与しない、また、処罰を猶予する、といった処置がとられていた。また、乱心認定により罰が軽減されたケースは、盛岡藩が 9%、加賀藩が 27% であり、特に後者に多かったことが明確に指摘できる。

③喧嘩認定と身分制度との関係については、盛岡藩の事例を見る限り、百姓同士の喧嘩であっても、その争いが裁定者によって「喧嘩」と公的に認定されたケースを見受けられた。その際、処罰として両成敗が適用された。喧嘩認定の対象を武士身分のみならず、百姓や町人まで広げていた盛岡藩のやり方は定説と異なるので、今後は事例を補充しその特殊性なり一般性なりについて追究する必要がある。

従来の研究が喧嘩両成敗という法観念の成立過程を追求するものであったとするならば、本論は喧嘩口論事件決着の過程に着目し、その処理の実態究明を目指したものである。この点で、本論はこれまでの法制史的な分析に加え、歴史社会学的アプローチをもって、「喧嘩」の内実、「喧嘩」ならざる喧嘩に迫った学際的試みである。本論では、事件の認定方法によりその処理の仕方が左右されるという視点から、事例に即して実態を詳細に分析することを通じて、盛岡藩の特徴を幾分か明らかにしたと考える。